

従業員の健康診断を実施 された事業主の皆様へ

茨城産業保健総合支援センター

- 健康診断の結果、何らかの異常の所見がみられた労働者について、事業主には、労働安全衛生法第 66 条の 4 で、**医師等からの意見聴取**を行うことが義務付けられています。
- 医師等からの意見聴取は、事業場が選任している「産業医」から聴取するのが一般的ですが、労働者数 50 人未満の小規模事業場では「産業医」の選任義務がありません。そこで、県内 9 か所に設置されている**地域産業保健センター**に依頼することで、そこに登録されている「登録産業医」から意見聴取を行うことができます。
- これらのサービスを厚生労働省の補助金事業として、全て **無料**で実施していますのでご利用ください。
- お申込みは、最寄りの地域産業保健センターに電話を掛けていただき、必要な提出書類をお聞きしてから、「**地域産業保健センター利用申込書**」に必要事項を記入のうえ、**ファックス**でお申込みください。
- 地域産業保健センターでは、登録産業医からの意見聴取の他にも、
 - 労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談
 - 長時間労働者・高ストレス者に対する登録産業医による面接指導
 - 個別訪問による産業保健指導等（登録産業医・登録保健師・労働衛生工学専門員による助言・指導、職場巡視、健康講話など）などを **無料**で実施しておりますので、併せてご利用下さい。

事業主の皆様へ

事業主は、職場の**定期健康診断**を実施した結果**異常がある（有所見）**と診断された労働者に対して産業医等の**医師から意見を聴く**ことが必要です。

労働安全衛生法第66条の4

- 意見の聴取は、健康診断実施後3月以内に行う必要があります。
- 意見の聴取方法は、医師に健康診断個人票の医師の意見欄を記入するよう求めることにより行います。

1 就業区分およびその内容についての意見

就業区分	内 容	就業上の措置の内容（例）
通常勤務	通常の勤務でよいもの	（特段の制限も配慮も要さない。）
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、交替作業の禁止、高所作業の禁止、就業場所の変更、深夜業の禁止、深夜業回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

2 作業環境管理および作業管理についての意見

健康診断の結果、作業環境管理および作業管理を見直す必要がある場合には、作業環境測定の実施、施設または設備の設置、改善および作業方法の見直し、改善その他の適切な措置について意見を求めます。

- 産業医の選任義務のある事業場（労働者数が50人以上の規模の事業場）においては、産業医から意見を聴くこととなりますが、労働者数50人未満の規模の事業場については産業医の選任義務がありませんので、「地域産業保健センター」を活用して登録産業医による意見を聴くこととなります。
- 「地域産業保健センター」のご利用は、無料 です。

茨城産業保健総合支援センター地域窓口：地域産業保健センター 一覧

地域産業保健センター名	対象地域	所在地	電話・FAX番号 メールアドレス
水戸	水戸市、ひたちなか市、那珂市、笠間市、茨城町、大洗町、城里町、東海村	〒310-0852 水戸市笠原町 993-17 水戸市医師会館内	TEL: 029-305-9911 FAX: 029-305-9910 MAIL: tisanpo@mito-med.or.jp
県北	日立市、高萩市、北茨城市	〒316-0004 日立市東多賀町 5-6-15	TEL: 0294-33-0058 FAX: 0294-36-3508 MAIL: kenhoku@ibarakis.johas.go.jp
土浦	土浦市、石岡市、つくば市、かすみがうら市、小美玉市、阿見町	〒300-4115 土浦市藤沢 990 土浦市保健センター新治分室内	TEL: 029-875-6057 FAX: 029-875-6081 MAIL: tsuchi@ibarakis.johas.go.jp
県西	筑西市、結城市、下妻市、桜川市、八千代町	〒308-0841 筑西市二木成 827-1 真壁医師会館内	TEL: 0296-25-3334 FAX: 0296-25-3334 MAIL: kenseisanpo@ybb.ne.jp
古河	古河市、境町、五霞町	〒306-0025 古河市原町 8-20 古河市医師会館内	TEL: 0280-23-0333 FAX: 0280-23-0333 MAIL: koga@ibarakis.johas.go.jp
太田	常陸太田市、常陸大宮市、大子町	〒313-0061 常陸太田市中城町 3210 常陸太田市医師会内	TEL: 0294-70-1155 FAX: 0294-70-1156 MAIL: ota@ibarakis.johas.go.jp
常総	常総市、坂東市、守谷市、つくばみらい市	〒303-0016 常総市新井木町 13-3 きぬ医師会病院内	TEL: 0297-22-2421 FAX: 0297-22-2431 MAIL: joso@ibarakis.johas.go.jp
県南	龍ヶ崎市、取手市、牛久市、稲敷市、利根町、河内町、美浦村	〒302-0032 取手市野々井 1926 取手市医師会病院内	TEL: 0297-79-1066 FAX: 0297-79-1068 MAIL: kennan@ibarakis.johas.go.jp
鹿行	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市	〒314-0031 鹿嶋市宮中 1998-2 鹿島医師会内	TEL: 0299-90-3440 FAX: 0299-90-3441 MAIL: shcak@isis.ocn.ne.jp

働く人の「こころ」と「からだ」の健康をサポート！

茨城産業保健総合支援センター

〒310-0021

水戸市南町3-4-10 水戸FFセンタービル8階

TEL: 029-300-1221 FAX: 029-227-1335